

## 第21回 真狩村農業委員会総会議事録

- 1 開 会 日 令和7年6月17日（火曜日） 午後 1時15分
- 2 閉 会 日 令和7年6月17日（火曜日） 午後 2時05分
- 3 開 会 場 所 真狩村役場 2階 会議室
- 4 議 長 真狩村農業委員会 会長 金 丸 勝
- 5 会議に出席した委員名、及び職務のため出席した者の氏名  
別紙名簿のとおり
- 6 提 出 議 案 別紙日程表のとおり

委員の出席報告

農業委員（ 11 名）

議席番号	氏名	出席	欠席
議長 11 番	金丸勝君	○	
1 番	清水貴則君	○	
2 番	山田建一君	○	
3 番	野村秀幸君	○	
4 番	守谷隆伸君	○	
5 番	廣瀬弘和君	○	
6 番	近石公夫君	○	
7 番	高倉正志君	○	
8 番	下隆志君	○	
9 番	大廣正紀君	○	
10 番	影山敏彦君	○	

本総会に職務のため出席した者の氏名

職名	氏名	出席	欠席
事務局長	谷口安君	○	
書記	山内綾香君	○	

## 第 2 1 回 真狩村農業委員会総会 議事日程

令和 7 年 6 月 17 日

午後 1時15分 開 会

午後 2時05分 閉 会

日 程	議 案 番 号	議 案 件 名	結 果
1		会議録署名委員の指名について 議席番号 2番 山 田 建 一 君 議席番号 3番 野 村 秀 幸 君	
2		会期の決定について 令和7年6月17日までの1日間	
3		諸報告について	
4	議案第1号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について	可 決
5	議案第2号	現況証明願いについて	可 決
6	議案第3号	農地所有適格法人の要件確認について	可 決
7			
8			
9			
10			
11			

議 事 の 経 過		
	発 言 者	発 言 の 要 旨
開会宣言 (午後1時15分)	議 長	ただ今の出席委員は11名です。 定足数に達しておりますので、これより第21回真狩村農業委員会総会を開会します。
	議 長	日程1.会議録署名委員の指名について。 会議録署名委員は、2番山田建一君、3番野村秀幸君の両名を指名します。
	議 長	日程2.会期の決定について。 会期については、本日1日限りとしてよろしいでしょうか。 お諮りします。  (異議なしの声)
	議 長	それでは、会期は本日1日限りと決定します。
	議 長	日程3.諸報告について。 事務局より報告願います。 事務局長。
	事務局長	事務局長報告。
	議 長	日程4.議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」を議題とします。 事務局から内容の説明を求めます。 事務局長。

事務局長	議案第1号を説明朗読
議長	<p>ただいま議案第1号について説明がありましたが、質疑ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>質疑ないものと認めます。 お諮りします。 議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議ないものと認めます。 議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」は、原案のとおり決定とします。</p>
議長	<p>日程5. 議案第2号「現況証明願いについて」の番号1・番号2を議題とします。番号1については、近石公夫委員が真狩村農業委員会会議規則第27条の規定に該当しますので、退席願います。</p> <p>&lt;近石公夫委員退席後&gt;</p>

議 長	事務局から内容の説明を求めます。事務局長
事務局長	議案第2号番号1を説明朗読
議 長	<p>ただいまの事務局の説明に関連して、現地調査を行った清水委員から現地調査結果について、補足があれば説明をお願いします。</p>
清水委員	<p>去る6月10日に金丸会長、影山代理、廣瀬委員とわたくし清水と事務局の2名の6名で、現地確認を行いました。確認結果につきましては、4月から見ますとだいぶ荒れています。それと水の流れも上の方から畑に入ってくる底みがあってそこに集中的に水が流れてくる。側溝についてはあまり側溝自体機能していない中で畑のほうに流れている形となっております。荒廃度は先程、事務局長から説明がありましたとおり低度の段階かなという見方ではございますけどもこれから耕起として農地として、作れるかといったらなかなか難しいのではないかと判断しております。4反弱ある畑の内実際に使われていた部分は3反弱というなかでこれから畑として利用できるのか本人がこれから畑としてやっていけるだけの面積として作業効率を考えると難しいのかなということで農地として活用される見込がないといった我々の見た感じでは判断致しました。</p>
議 長	<p>ただいま議案第2号の番号1について説明がありました、質疑はありませんか。</p>
	<p>(なしの声)</p>
議 長	<p>質疑ないものと認めます。お諮りします。議案第2号「現況証明願いについて」の番号1は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

		(異議なしの声)
	議 長	異議ないものと認めます。 議案第2号「現況証明願いについて」の番号1は、原案のとおり決定とします。
	議 長	近石公夫委員は会議に復帰してください。 ＜近石公夫委員復帰後＞
	議 長	続いて、同議案第2号「現況証明願いについて」の番号2を議題とします。事務局から内容の説明を求めます。事務局長
	事務局長	議案第2号番号2を説明朗読
	議 長	ただいまの事務局の説明に関連して、現地調査を行った廣瀬委員から現地調査結果について、補足があれば説明をお願いします。
	廣瀬委員	事務局より説明のあった、議案第2号 ●●氏 願い出の現況証明願いについて、去る6月10日に金丸会長、影山代理、清水委員と、わたくし廣瀬と事務局の計6名で、現地確認を行いました。 確認結果につきましては、事務局長から説明がありましたが、ここは元々●●氏の親が住んでいた住宅の裏手に当たる農地です。生前親が住んでいたときは、家庭菜園的に使われておりましたが、いなくなつてからは管理できず放置状態となつて10年以上は経過して、雑草が繁茂し、雑木も生えて原野化している状態でありました。 所有者は農業者でなく、隣接農地と一体的に活用することもできない形状であるため、当該地はすでに農地性がないものと判断し、農地・採草放牧地以外とすることはやむを得ないと思われま

議 長	<p>ただいま議案第2号番号2について説明がありました。質疑はありませんか。</p>
	<p>(なしの声)</p>
議 長	<p>質疑ないものと認めます。 お諮りします。 議案第2号「現況証明願いについて」の番号2は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議ないものと認めます。議案第2号「現況証明願いについて」の番号2は、原案のとおり決定とします。</p>
議 長	<p>日程6. 議案第3号「農地所有適格法人の要件確認について」を議題とします。 事務局から内容の説明を求めます。 事務局長。</p>
事務局 長	<p>議案第3号を説明朗読</p>
議 長	<p>ただいま議案第3号について説明がありました。質疑はありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>

閉会宣言 (午後2時05分)	議長	<p> 質疑ないものと認めます。  お諮りします。  議案第3号「農地所有適格法人の要件確認について」は、  原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p> (異議なしの声)</p>
	議長	<p> 異議ないものと認めます。  議案第3号「農地所有適格法人の要件確認について」は、原  案のとおり決定とします。</p>
	議長	<p> 以上をもって、今総会に提出したすべての議案について決  定いただきましたので、これで第21回真狩村農業委員会総  会を終了します。</p> <p> 会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここ  に署名する。</p> <p> 議長      金丸      勝</p> <p> 署名委員   山田      建一</p> <p> 署名委員   野村      秀幸</p>